

ふくしま県民の旅

世界遺産



福島空港から乗り継ぎなし

福島空港から直行チャーター便で行く!

北九州・福岡 3日間

Aマス席で観戦
大波三兄弟・白熊を
応援しよう!

出発日 2024年11月23日(土) (祝日)

旅行代金 119,000円 (税込)
個室利用別途



1	福島空港(9:00フライト) → 北九州空港(11:10着~11:40発) = 苅田北九州空港IC = 北九州JCT = 門司IC = 門司港レトロ(各自昼食・フリータイム 12:25~14:55) = 門司IC = 福岡IC = 築港IC = ホテルモンテエルマーナ福岡(16:20)	×	×	×
2	ホテルモンテエルマーナ福岡(9:30着) = 王貞治ベースボールミュージアム(見学 10:00~11:30) = 福岡タワー(昼食・見学 11:45~13:15) = 福岡国際センター(見学 13:30~)・大相撲十一月場所千秋楽—各自ホテル—ホテルモンテエルマーナ福岡	朝	昼	×
3	ホテルモンテエルマーナ福岡(9:00発) = 千代IC = 水城IC = 太宰府天満宮(見学 9:40~11:10) = 博多はねや総本家(昼食 11:30~12:30) = 太宰府IC = 宗像大社 辺津宮(見学 13:35~14:35) = 苅田北九州空港IC = 北九州空港(15:40着~17:00発) → 福島空港(19:10着)	朝	昼	×

添乗員同行、バスガイド付 募集人員80名 ご利用部屋 2名1室 ※写真はすべてイメージです。 利用バス会社: (株)福岡伊都バスまたは同等クラス 利用航空会社: FDA お一人様の場合7,000円UP

先着順の受付となります。定員になり次第締切とさせていただきます。

ご参加の皆様へ 旅行条件(要約) お申込みの際には、必ず国内募集型企画旅行条件書(全文)を下記販売店にてお渡しいたしますので、内容をご確認の上、お申込みください。当パンフレットとともに、契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約
この旅行は、募集型企画旅行業協会が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。契約の内容・条件は、別途お渡しする「旅行条件書」及び、ご出発前にお渡しする「最終旅行日程表」によります。

【旅行のお申込み】
(1) 当社は「募集型企画旅行契約」に記載された当社の委託旅行会社(以下「当社」といいます)にて所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申込みください。
(2) 当社は申込書、募集型企画旅行契約、インターネット、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。また、(1)で出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みを承らせていただく場合があります。

【お申込み(お1人様)】
●旅行代金が5万円未満……5,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が5万円未満……10,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が10万円未満……20,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が10万円以上……旅行代金の20%以上旅行代金まで

【旅行契約の成立時期】
●旅行契約は、電話によるお申込みの場合、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものといたします。●郵送およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。

【旅行代金のお支払い】
旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にあたる日より前にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

【お申込み(お1人様)】

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料	個人包括運賃を利用する場合の取消料
旅行契約締結後解除する場合 (下記を除く)	無料	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
20日前~8日前以前	旅行代金の20%	左記または旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
7日前以前~2日前以前	旅行代金の30%	
旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
当日の旅行開始前	旅行代金の50%	
旅行開始後 又は 無連絡不参加		旅行代金の100%

【お客様の責任】
●当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
●お客様は、旅行開始後においてパンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものご提供したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等いずれかにその旨を申し出なければなりません。
【ご旅行条件・旅行代金の基準日】
●本旅行条件は、2023年8月1日を基準として作成しております。また、旅行代金は、2023年8月1日を現在有効なものと公示されている航空運賃、適用別額を基準として算出しています。

旅行企画・実施 福島県知事登録旅行業第2-301号
福島県旅行業協同組合

〒960-8036 福島市新町4-19 山口ビル

受託販売 ご予約・お問い合わせは、当社へ

協力 福島空港利用促進協議会